

糸島市 一般職の任期付職員（弁護士経験者）の募集について

糸島市では、高度化・多様化する行政ニーズに的確に対応できるよう、法的課題への対応強化、職員の法務能力のさらなる向上等を図るために、弁護士経験のある法曹有資格者を一般職の任期付職員として募集します。

1 採用予定人数・採用時期・勤務地

1名 令和8年7月1日採用予定（採用日は相談に応じます。）

福岡県糸島市前原西一丁目1番1号 糸島市役所

2 待遇等

(1) 身分・任期

一般職の任期付職員として任用。

任期は、3年以内（通算5年以内の更新可能）

(2) 配属

糸島市職員として法制担当部署に配属

(3) 任用条件

任用日現在で弁護士実務経験3年程度以上の弁護士

地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない者

日本国籍を有する者

下記3の業務を遂行できる者

(4) 給与

	給料月額	年収	基準
課長級	428,000円	約870万円	弁護士実務経験3年程度以上

*年収欄の金額は、地域手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当を含み、税等の法定控除前のもの。また、給料月額、年収は、条例改正によって変更になることがある。

*これ以外に、扶養手当、住居手当、通勤手当を糸島市の条例・規則の規定に基づき実態に合わせて支給する。

(5) 勤務時間・休暇

勤務を要しない日 土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日まで

勤務時間 午前8時30分から午後5時15分（うち休憩1時間）

休暇 年次有給休暇（年間20日を限度）、特別休暇を糸島市の条例・規則の規定に基づき付与

(6) 福利厚生

健康保険、年金は、福岡県市町村職員共済組合に加入する。

(7) その他

弁護士会の会費については、糸島市は負担又は補助しない。

任用された場合は、地方公務員法の適用を受けるため公務に専念する。

3 業務内容

- (1) 条例等の制定改廃に関すること、不服申立て及び訴訟の調整、助言及び指導に関することその他法制担当部署の業務
- (2) 市の施策や事務に関する職員からの法解釈等に関する相談対応
- (3) 職員向け法務能力の向上に関する研修講師
- (4) 各課の窓口での法的な要求や主張への対応助言
- (5) 弁護士としての高度の専門的な知識経験を活用できる業務
- (6) その他市行事（福岡マラソン、市民まつり等）や総務課業務（選挙等）の補助

4 選考方法

第1次選考：書類選考

第2次選考：個別面接

第3次選考：個別面接

5 応募方法等

履歴書（別紙1）及び面接調書（別紙2）を、下記7宛てに、令和8年4月30日（木）までに郵送又はEメールにより提出してください。なお、郵送の場合は、同日必着とします。

6 受付期間

令和8年3月16日（月）から令和8年4月30日（木）まで

7 連絡先

〒819-1192

福岡県糸島市前原西一丁目1番1号 糸島市役所 総務課法制係 担当：西原

TEL 092-323-1111（内線1214）

Eメール somu@city.itoshima.lg.jp